

中之条町景観活動助成金交付要綱の基準について

○ 団体（第2条）

申請する団体は、5名以上の構成員がいることを基準とします。

○ 対象行為(第1条、第3条)

交付対象となる行為は、中之条町景観計画に定める景観形成重点区域内において、中之条町景観計画に沿った活動をおこなう行為とします。

ただし、行為の場所や物が公共性のあるものに限ります。

また、他の助成金の交付を受けてない行為に限ります。

（例）

・景観活動

地域住民によるガードレールや擁壁等の景観色塗装

地域住民による地域のゴミ拾いや落書き落とし等の美化活動

・景観学習

小学校での景観学習としての写真展

地域での景観学習のためのワークショップ[®]や講演会等

○ 助成金交付申請（第5条）

助成金交付申請書の「事業実施に要する経費」の欄については、これをもとに助成金の交付額を決定しますので、記入については落ちのないよう、また過大見積もりのないようにご注意願います。

交付金の概算払いを希望する場合は、申請時に希望額の申請を行ってください。

【問い合わせ先】

中之条町役場 建設課 都市計画係

電話：0279-75-8828（直通）

e-mail：kensetsu@town.nakanojo.gunma.jp